

三重県医師国民健康保険組合について

組合員区分

1 種組合員	75 歳未満の医師
3 種組合員	75 歳以上の医師
2 種組合員	1 種組合員の事業所に勤務する従業員
4 種組合員	3 種組合員の事業所に勤務する従業員

自家診療請求の制限について

1・3 種組合員自己の医療機関で行う 1・3 種組合員とその家族並びに当該 1・3 種組合員に属する 2・4 種組合員とその家族の療養の給付は行わない。

処方せん発行による薬剤請求、同一医療法人間での請求、勤務医(親族を含む)の勤務先請求についても、理事会で協議いたしました結果、ご遠慮願うよう決定しております。

療養費の支給について(コルセット等)

療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき、その他やむを得ないものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給します。

なお、海外での療養費についてもこれを支給します。

「療養費支給申請書」に添付書類を添えて組合宛てにご郵送ください。

限度額適用認定証について

入院及び高額な外来等の受診予定がある場合、前もって限度額適用認定証の申請をしていただくことによって、窓口での支払額を自己負担限度額にとどめることができます。

「限度額適用申請書」に添付書類を添えて組合宛てにご郵送ください。

※厚生労働大臣が指定した長期高額疾病(血友病、人工透析を必要とする慢性腎不全、抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群)の療養を受けている場合は、一部負担金の額が 1 万円を超えた額。

なお、人工透析を必要とする上位所得者については 2 万円を超えた額。

三重県医師国民健康保険組合について

高額療養費の支給について

一部負担金の額が次の区分による額を超えた場合は、その超えた額を高額療養費として支給します。

該当者の方には組合より申請用紙を 1・3 種組合員宛にご郵送致します。

区分	基礎控除後の所得	自己負担限度額	4 回 目 以 降 の 自己負担限度額
ア	901 万円超	252,600 円+(総医療費－842,000 円)×1%	140,100 円
イ	600 万円超～ 901 万円以下	167,400 円+(総医療費－558,000 円)×1%	93,000 円
ウ	210 万円超～ 600 万円以下	80,100 円+(総医療費－267,000 円)×1%	44,400 円
エ	210 万円以下	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税	35,400 円	24,600 円

※世帯合算については、自己負担額が同一月に 21,000 円以上のものが合算対象となります。

70 歳から 74 歳の方

区分		自己負担限度額	
		外来（個人ごと）	外来+入院 （世帯単位）
現役並み所得者Ⅲ （課税所得 690 万円以上）		252,600 円 + (総医療費 - 842,000 円) × 1% 《多数該当：140,100 円》	
現役並み所得者Ⅱ （課税所得 380 万円以上）		167,400 円 + (総医療費 - 558,000 円) × 1% 《多数該当：93,000 円》	
現役並み所得者Ⅰ （課税所得 145 万円以上）		80,100 円 + (総医療費 - 267,000 円) × 1% 《多数該当：44,400 円》	
一 般		18,000 円 （年間 14.4 万円上限）	57,600 円 《多数該当：44,400 円》
低所得者	Ⅱ	8,000 円	24,600 円
	Ⅰ		15,000 円

※外来分については、限度額は個人ごとに計算され、入院分については限度額までの負担となり、同じ世帯の全ての外来分と入院分の負担分を合算して、世帯単位の自己負担限度額を算出します。

※《 》内は年 4 回以上該当した場合（多数該当）の 4 回目以降の額

三重県医師国民健康保険組合について

移送費の支給について

入院治療や転院を要する場合で、著しく歩行困難な場合には、移送に要する費用を支給します。

出産育児一時金の支給について

被保険者が出産した場合…488,000 円を支給します。

(産科医療保障制度該当の場合は 12,000 円加算)

葬祭費の支給について

1 種組合員である被保険者(医師)が死亡した場合………250,000 円を支給します。

1 種組合員でない被保険者(医師以外)が死亡した場合…100,000 円を支給します。

第三者行為による被害届について（交通事故等にあったとき）

交通事故など第三者（加害者）の行為によるケガや病気になった場合、その医療費は加害者が負担するものです。

しかし、国民健康保険で治療を受けた場合は、加害者が負担すべき医療費を組合が一時的に加害者に代わって立替払いし、後日加害者に対して請求します。

そのために、第三者の行為による被害届等が必要となりますので速やかに提出してください。

※第三者の行為による被害届に添付する書類例

第三者行為基本調査書、事故発生状況報告書、念書（2 部）、誓約書（2 部）、交通事故証明書、任意一括払いに関する届出書、人身事故証明書入手不能理由書（物件事故の場合）

また、事故の内容により提出書類は異なりますので、詳しい内容につきましては組合（TEL 059-228-7212）までご連絡ください。

三重県医師国民健康保険組合について

傷病手当金の支給について

1 種組合員(75 歳未満の医師)	
対象日数	療養のため医業に従事することができなくなった日から起算して <u>11 日目より医業に従事することができない期間</u>
支給日数	200 日を限度
支給金額	1 日につき 5,000 円

2・4 種組合員(従業員)	
受給資格	資格取得の日から 1 年を経過した 2・4 種組合員
対象日数	入院した日から起算して <u>11 日目から退院する日まで</u>
支給日数	120 日を限度 ※2・4 種組合員である期間の通算
支給金額	1 日につき 2,500 円

三重県医師国民健康保険組合について

特定健康診査（実施期間 7 月～12 月末日）について ※6 月に 1・3 種組合員宛へ組合から郵送
(4 月末現在の被保険者が対象)

本組合では、40 歳以上 75 歳未満の被保険者の方にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査を実施しております。

一人でも多くの方に特定健診を受けていただけるよう特定健診にかかる費用を全額組合が負担しますので、この機会に特定健診を受診し、今後の健康管理に役立てて下さい。

特定保健指導について ※対象者には利用券を組合から郵送

特定健康診査の結果により、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者や予備軍の方に、医師や保健師・管理栄養士などからサポートを受けられる特定保健指導利用券をお送りしております。

窓口負担額は無料（組合が全額負担）ですので、ぜひご利用下さい。

一般健康診断（実施期間 7 月～12 月末日）について ※6 月に 1・3 種組合員宛へ組合から郵送
(4 月末現在の被保険者が対象)

下記被保険者を対象に健康保持及び疾病予防を目的として実施しております。

対 象 者	補 助 額
40 歳未満の 1 種組合員	年間 30,000 円
40 歳未満の 1(3)種組合員の被保険者である配偶者	
40 歳以上 75 歳未満の 1 種組合員	年間 20,000 円
40 歳以上 75 歳未満の 1(3)種組合員の被保険者である配偶者	
40 歳未満の 2(4)種組合員	年間 8,000 円

※受診費用が補助金を下回るときはその額とします。

※40 歳以上 75 歳未満の方で特定健診を受診されていない方は、一般健診補助対象外となります。

三重県医師国民健康保険組合について

医療費通知について

対象者－後期高齢者を除く被保険者

対象期間－令和 6 年 12 月～令和 7 年 11 月診療分の 12 カ月分を令和 8 年 1 月末に 1・3 種組合員宛てに郵送します。

育児冊子の無料配布について

対象者－出産した被保険者

「月刊赤ちゃんと！」もしくは「わくわく育児」の希望冊子どちらかを 1 年間送付します。

組合から出産した被保険者宛てに希望冊子について書類を郵送しますので、その後 1 年間、希望住所へ冊子を送付致します。

後期高齢者が対象の保健事業

・ 葬祭見舞金

3 種組合員…250,000 円（加入期間 20 年以上）を支給します。

…100,000 円（加入期間 20 年未満）を支給します。

5 種組合員…100,000 円を支給します。

・ 傷病見舞金

他の保険医療機関に入院し、引続き 10 日以上入院した場合、年度内に 1 回限り 100,000 円を支給します。

三重県医師国民健康保険組合

〒514-0003

津市桜橋 2 丁目 191-4

TEL059-228-7212

FAX059-228-0252

<https://www.mie-ishikokuho.or.jp>